第4回市民参画‧協働推進委員会資料

		第4回市民参画・協働推進委員会資料			
No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容(特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由)	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
1	花巻市過疎地域自立促進計画 (重要変更) 【秘書政策課】	【目的】 合併前に過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)第2条第1項 の規定に基づき過疎地域であった大迫町及 び東和町について、自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差 の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とした計画の重要変更を 行う。 【内容】 現計画の事業追加により議会議決を受けるべき計画の重要変更。 【区分】 実施計画の重要変更 【計画の重要変更【計画期間】 平成22年度~平成27年度 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日 【関係法令】 過疎地域特別措置法第6条第1項	対象外		過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域として指定された大迫地域及び東和地域におけて実施する各事業を記載した実施計画の重要変更であるため。
2	花巻市過疎地域自立促進計画 (計画更新) 【秘書政策課】	【目的】 合併前に過疎地域自立促進特別措置法の の規定に過疎地域自立促進特別措置法の 規定に過疎地域を表現の 東和に基づいて、雇用ので進生大のの 東和にはのの向上、雇用のの自由のの自由のでは 是正のの向上、属格した。 に過れて、ののでは地域に ををいるのでは ををいるのでは ののでは、 ののでは	対象外		過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域として指定された大迫地域及び東和地域におけて実施する各事業を記載した実施計画であるため。

第4回市民参画·協働推進委員会資料

				_	第4回市民参画・協働推進委員会資料
No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容(特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由)	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
3	花巻市情報公開条例の一部を改正する条例【総務課】	【目的】 独立行政法人通則法が一部改正されたことから所要の改正を行う。 【内容】 花巻市個人情報保護条例において、非開示情報について定める条項中で引用している独立行政法人通則法の規定が改正されたことに伴い改正を行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会②施行日 平成27年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 独立行政法人通則法 ②法令改正施行日 平成27年4月1日	ウ制度	軽微	引用している独立行政法人通則法 が改正されたため
4	花巻市個人情報保護条例の一部を改正する条例 【総務課】	【目的】 独立行政法人通則法が一部改正されたことから所要の改正を行う。 【内容】 花巻市個人情報保護条例において、非開示情報について定める条項中で引用している独立行政法人通則法の規定が改正されたことに伴い改正を行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会②施行日 平成27年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 独立行政法人通則法 ②法令改正施行日 平成27年4月1日	ウ度	軽微	引用している独立行政法人通則法 が改正されたため
5	花巻市工場立地奨励条例の一部を改正する条例 【商工労政課】	【目的】 花巻流通業務団地の完売に伴い、工業用途地域へ流通系企業の立地誘導を図るため、条例の一部を改正する。 【内容】 条例名称を「花巻市企業立地奨励条例」に改名する。 工場の対象業種に「運輸業」・「卸売業」を加える。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日	対象 外		立地の対象業種を拡大するもので あり、市民への影響が生じないた め。
6	花巻市悪臭公害防止条例の一部を改正する条例 【生活環境課】	【目的】 特定事業場から発生する悪臭公害の予防体制を講するため、条例の一部を改正する。 【内容】 以下の条項を追加する。 ・特定事業場の設置 ・施設の増設や変更 ・氏名等の変更 ・承継に関する事項 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 公布の日	対象外		特定の事業者に対する公害防止に 関する規定を追加するものであり、 市民への影響が生じないため。

第4回市民参画・協働推進委員会資料

					弟 4 凹巾氏参凹 · 肠割推進安貝云貝科
No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容(特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由)	重要	除外	除外する理由 (重要なものに該当しない理由)
7	花巻市道路占用料徴収条例の 一部を改正する条例 【道路課】	【目的】 道路法施行令が改正され、道路占用料額の見直しされたこと及び国の行う事業が全て道路占用料を徴収しないと取扱いとなったため、条例の一部を改正する。 【内容】 ・道路占用料額の改正 ・道路占用料額の改正 ・国の行う事業全てが道路占用料を徴収しない 【議会及び施行日】 ①議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年3月議会 ②施行日 平成27年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①道路法施行令の一部を改正する政令 (平成26年4月1日施行) ②道路法等の一部を改正する法律 (平成25年9月2日施行)	工義権利	市税等	道路法施行令の改正に伴う地価に即 した道路占用料額の変更であるた め。